

5分で読める税のページ

企業再編税制 適格分割

(株)マイツ
公認会計士・税理士
西田隆夫

企業再編税制

適格分割の要件

要 件	適 格 分 割		
	グループ内組織再編		共同事業を行うための 組織再編
	完全支配関係 (100%保有関係)	支配関係 (50%超100%未満の 保有関係)	
株 式 交 付 要 件			
按 分 型 要 件			
株 式 保 有 要 件			
共 同 事 業 要 件			
独 立 事 業 単 位 要 件			
株 式 継 続 保 有 見 込 要 件			

税制適格企業再編成においては資産移転時の課税が繰り延べられることとされていますが、税制適格のうち「適格分割」には次のような要件が課されています。

【適格分割】

次のイ～ハのいずれかに該当する分割をいいます。

分割型分割の場合 分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産が交付されず、かつ、その株式が株主等の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるものに限り【株式交付要件 & 按分型要件】。

分社型分割の場合 分割法人に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないものに限り【株式交付要件】。

イ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係【株式保有要件 完全支配関係】がある場合の分割

ロ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の50%超100%未満の数の株式を直接又は間接に保有する関係【株式保有要件 支配関係】

がある場合の分割のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの【独立事業単位要件】

- (1) 分割により分割事業（分割法人の分割前に営む事業のうち、分割により分割承継法人において営まれることとなるものをいいます。□において同じ。）に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。
- (2) 分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数の者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。
- (3) 分割に係る分割事業が分割承継法人において分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。

ハ その分割に係る分割法人と分割承継法人（その分割が法人を設立する分割である場合にあつては、その分割法人と他の分割法人）とが共同で事業を営むための分割として政令（法令4条の2）で定めるもの【共同事業要件】【独立事業単位要件】【株式継続保有見込要件】

なお、適格分割に該当するためには、会社分割後も、持分関係を継続する見込みがなければならない

こととされています【株式継続保有見込要件】。

なお、用語の意義は法人税法第2条（定義）に定められています。

分割法人

分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいいます。

分割承継法人

分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいいます。

分割型分割

分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人の株主等のみ交付される場合の分割をいいます。

分社型分割

分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人にのみ交付される場合の当該分割をいいます。

適格分割型分割

分割型分割のうち適格分割に該当するものをいいます。

適格分社型分割

分社型分割のうち適格分割に該当するものをいいます。